

公 示 送 達 書

長崎市告示第501号

令和7年12月23日及び令和8年1月9日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月8日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調－5605号	長崎県長崎市浜口町1番3－6 01号	MBAMBO ZEN HLANHLA
2	配当計算書（謄本） 長収第調－6016号	長崎県長崎市浜口町1番3－6 01号	MBAMBO ZEN HLANHLA
3	以下余白	以下余白	以下余白
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。